

■第4次泉南市ひとり親家庭等自立促進計画（素案）パブリックコメントに対する考え方

実施期間：令和5年1月1日（日）～令和5年1月31日（火）まで

資料閲覧方法：市情報公開コーナー及び家庭支援課窓口等にて閲覧、市公式ウェブサイトへの掲載

意見提出方法：郵送、FAX、電子メール又は直接持参

提出者数・件数：1名・14件

意見の概要	市の考え方	計画該当箇所
<p>○子育て・生活支援に関して。 保育所の優先入所、ひとり親家庭の親が就労や就職活動、職業訓練を十分に行うことができるように優先入所について配慮されているとは思えない。優先入所のデータ、実績が示されていない。</p>	<p>○データ、実績については、今後5年間の計画書として策定しておりますので基本的に掲載は考えておりません。 保育所の優先入所については、入所選考基準に基づき優先加点により優遇しています。</p>	44ページ
<p>○母子生活支援施設入所事業に関して。 「主にDVで保護を必要とされる場合や生活上の困難な場合に母子で入所し早期自立に向けた助言、指導等の支援に努めます。」とあったが、取り組み実績例が書かれていない。努めるのは当たり前であり、当たり前のことを書くだけでは意味がない。</p>	<p>○実績例については、今後5年間の計画書として策定しておりますので基本的に掲載は考えておりません。 母子生活支援施設入所事業に関しては、個々の状態にあった入所先（施設）を探したり、入所後は継続的に面会を実施したり、自立が見込まれた退所時には転居先を探し、転居後も継続的な支援を行なっています。</p>	44ページ
<p>○公営住宅入居募集時の配慮とあるが、これも実績例がない。そもそも市営住宅の募集自体が満足にされていないのに、募集時の配慮ができるはずがない</p>	<p>○実績例については、今後5年間の計画書として策定しておりますので基本的に掲載は考えておりません。 住宅の募集につきましては、空きが発生し、入居可能な状況であれば募集を行っています。母子世帯等については、一定基準のもと困窮度を総合的に判定し、困窮度の高い方には、抽選倍率の優遇措置を実施しています。</p>	45ページ

意見の概要	市の考え方	計画該当箇所
<p>○ひとり親家庭医療費の助成に関して、ひとり親家庭等に対し、自己負担額の一部を助成することにより経済的な負担を軽減し、健康の保持増進と福祉の増進を図りますとあるが、これも実績、実例が書かれていない。図るだけではだめである。</p>	<p>○実績については、今後5年間の計画書として策定しておりますので基本的に掲載は考えておりません。</p> <p>ひとり親家庭医療費の助成については、児童扶養手当受給者、公的年金受給者を対象とし、扶養児童が18歳到達年度末まで1医療機関ごと入院・通院1日500円以内（上限日数は月2日まで）、調剤については自己負担がありません。1か月上限額2,500円で医療費の助成を行っています。</p>	47ページ
<p>○ひとり親家庭等調査から分かることが書かれているが、なぜそのような回答が寄せられているかという分析がない。</p>	<p>○調査結果の回答については、全体の状況把握としてとらえており、今後の計画に反映してまいります。</p>	11～35ページ
<p>○「母子・父子自立支援員」「母子・父子・寡婦福祉資金」「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給」「ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金」「地域就労支援センター」の認知度は、母子家庭・父子家庭ともに2割以下となっていますとあるが、一般市民にすら十分に知らされていない実態の反映である。このことは母子家庭は10.7%、父子家庭は13.6%が「相談先がない」と回答していることから明らかである。</p>	<p>○各種施設や制度・施策については児童扶養手当の相談時と認定時、毎年8月に行う現況届時にパンフレットを配布し案内を行っております。認知度の数値は「内容も知っている」と「利用したことがある」の和であり、利用者が少ないため、2割以下になっていると思われます。今後は利用の向上にむけて周知を行ってまいります。</p>	14ページ 15ページ
<p>○「市営・府営住宅になかなか入れない」が、前回と比較して少なくなっていますとあるが、そもそも市営住宅募集がほとんどされていないのだから入居自体を諦めているのである。</p>	<p>○住宅の募集につきましては、空きが発生し、入居可能な状況であれば募集を行っています。</p>	22ページ 35ページ

意見の概要	市の考え方	計画該当箇所
<p>○子育て支援などに関して、「教育委員会（青少年センター含む）」が54.1%で最も多く、次いで「泉南市家庭児童相談室」と「小・中学校」が、ともに51.4%、「泉南市家庭支援課」と「泉南市保育子ども課」が、ともに40.5%が続いていますとあるが、認知度と期待度の低さの反映である。昨年の中学生自殺事件に関して教育委員会の対応をみても明らかなように、市民から期待されていないという実態の反映である。</p> <p>○アンケート調査の結果から、各種施設や制度・施策の認知度を尋ねたところ、「ひとり親家庭医療費助成」の認知度（「内容も知っている」と「利用したことがある」の和）は、母子家庭で5割、父子家庭で3割となっています。それ以外の、「母子・父子自立支援員」「母子・父子・寡婦福祉資金」「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給」「ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金」「地域就労支援センター」の認知度は、母子家庭・父子家庭ともに2割以下となっていますとあるが、市の広報活動の不十分さと不熱心さ、低さが認知度の低さを招いている。</p> <p>○関係機関調査で、ひとり親家庭の子どもや保護者に対して必要な支援について、「保護者への相談支援（生活相談・カウンセリングなど）」が67.6%と最も多くなっています。また、支援内容について保護者にわかりやすい一覧表を希望する声もありますとあるが、相談支援体制が不十分であることを表している。</p>	<p>○認知度・期待度につきましては、向上にむけて周知を行ってまいります。</p> <p>○各種施設や制度・施策については児童扶養手当の相談時と認定時に案内を行っております。認知度が2割以下となっているのは、その施設を利用する必要がある方や制度・施策を必要とされている方以外は認知されていないからと思われます。今後は認知度の向上にむけて周知を行ってまいります。</p> <p>○支援内容について保護者にわかりやすい一覧表を作成し、相談支援体制を充実させるよう努めてまいります。</p>	<p>15ページ 40ページ</p> <p>34ページ</p> <p>46ページ</p>

意見の概要	市の考え方	計画該当箇所
<p>○ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当制度に関する情報提供を行いながら適正な支給業務を実施しますとあるが、適正な支給業務云々の意味するところは、金の出し渋りをおこなって、不十分な施策を行うという意見表明そのものである。</p>	<p>○適正な支給業務の意味するところは、「適正な支給業務を実施する」という意味となっております。</p>	47ページ
<p>○ひとり親家庭の親や児童に対し、医療保険の自己負担額の一部を助成することにより、経済的な負担を軽減し、親子の健康の保持増進と福祉の増進を図りますとあるが、スローガンだけでは話にならない。</p>	<p>○医療費については助成を行うことで健康の増進に努めてまいります。また、医療費の無償化に向けて大阪府市長会を通じ要望も行ってまいります。</p>	47ページ
<p>○進学援助に関して、所得の少ない家庭における児童・生徒の就学を援助し、経済的負担の軽減を図るため、要件を満たした方に就学援助費を支給しますとあるが、要件云々とわざわざ書くのは、金の出し渋りをおこなって、不十分な施策を行うという意見表明そのものである。</p>	<p>○施策・事業の内容を説明しております。施策・事業の要件にしたいが、対象となる方に支援が行き渡るよう努力してまいります。</p>	
<p>○最後に、計画案には具体策が織り込まれておらず、十分な施策は行われなだろうと思わざるをえない内容である。</p>	<p>○計画案では今後の方針をお示ししております。《第4章 具体的な取り組み》にて、【基本方針】や施策・事業の（内容）の欄に記載しています。</p> <p>ご提案いただいた内容につきましては、《第5章 推進体制と進行管理》のとおり、今後の施策・事業の展開を図るための参考とさせていただきます。</p>	40～53ページ